

こども防災協会規約・会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、こども防災協会という。英語では、Child disaster Prevention Association と表記する。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を宮城県石巻市伊原津 2-11-35 に置く。
この団体は、前項のほか、従たる事務所を東京都新宿区大京町 10 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、地域社会で日本・世界の全てのこどもたちやその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、有事や災害時に“いのち”を守るための教育・啓蒙の機会やサービスの提供に関する事業や支援事業を行ない、いざという時、生きのびる人々が多くなるような社会に寄与することを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために非営利活動を行い次の事業を実施する。

- (1) こども防災キャンプ事業
- (2) こども防災テレビ事業
- (3) 出張教育事業
- (4) キッズサポート事業

第3章 会員

(会員)

第5条 この団体の会員は、次の4種とする。

- (1) 正会員 この団体の目的に賛同し、事務局長等の推薦をうけて入会する個人
- (2) 賛助会員 この会の事業を賛助するために入会した者とする。
- (3) 団体会員 この団体の目的に賛同し、事務局長等の推薦をうけて入会する団体、企業
- (4) 防災員 この団体の目的と活動に賛同し、活動に参加する個人

(入会)

第6条

- 1 会員として入会しようとする者は、入会申込書により代表に申し込むものとし、役員半数以上の承認を得るものとする。
- 2 代表は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 5000円
- (2) 賛助会員 3000円
- (3) 団体会員 10000円
- (4) 防災員 無料

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 10 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、役員議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、又はこの団体の規約・会則等に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又はこの団体の目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第 11 条 既に納入された入会金、会費及びその他の金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 12 条 この団体に次の役員を置く。

- (1) 代表
 - (2) 副代表
 - (3) 事務局長
- 2 第 1 項に定める役員は、会員の互選により選出する。
- 3 役員任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第 13 条 代表は、この団体を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、代表及び副代表を補佐し、代表及び副代表に事故あるとき又は代表及び副代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

(解任)

第 14 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第 5 章 総会

(構成・開催)

第 15 条 この団体の総会は、正会員を持って構成し、年に 1 回開催するものとする。

ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

(権能)

第 16 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 17 条 総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に臨時に開催する。

- (1) 代表、役員が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監査役から招集があったとき。

(招集)

第 18 条 総会は、前条第 2 項第 1 号を除き、代表が招集する。

- 2 代表は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 1 ヶ月以内に臨時に総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 19 条 総会の議長は、主に代表が行う。代表が不在の場合は、副代表が行う。代表と副代表が共に不在の場合は、その総会において出席した事務局長又は正会員の中から選出する。

(定足数)

第 20 条 総会は、正会員総数の 10 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 21 条 総会における議決事項は、第 18 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この規約・会則に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、議事録を作成する。

第 6 章 役員会

(開催・構成)

第 23 条 役員会は、役員をもって構成する。

(権能)

第 24 条 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

第 7 章 資産及び会計

(事業報告書及び決算)

第 25 条 代表は、毎事業年度終了後 4 か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、役員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 26 条 この団体の事業年度は、初年度は毎年 1 月 1 日にはじまり、12 月末日に終わる。

第 8 章 雑則

(事務局)

第 27 条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。

(委任)

第 28 条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(変更)

第 29 条 この規約・会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

附 則

- 1 前規則・会則は、この団体の成立の日から施行する。
- 2 この団体の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表	鹿島美織
事務局長	船田究
- 3 この団体の設立当初の役員の任期は、第 11 条の規定にかかわらず、成立の日から 2019 年 12 月末日までとする。
- 4 この団体の設立当初の事業年度は、第 26 条の規定にかかわらず、成立の日から 2017 年 12 月末日までとする。

(2) 年会費 3000 円
- 5 この団体の設立当初から 2017 年 12 月末日までの規約・会則は、第 29 条の規定にかかわらず、役員会にて変更できることとする。変更を行った際は、役員会は、正会員に書面を持って告知する。
- 6 本規約は、平成 30 年 10 月 30 日に一部改定し、平成 30 年 11 月 01 日からこれを施行する